

(手数料)

第 30 条 手数料は、次に定めるとおりとし、申込者から申込みの際、これを徴収する。ただし、管理者が特別の理由があると認める場合は、申込み後これを徴収することができる。

(1) 設計審査手数料

| 給水管の口径 | 金額(1件につき) | 備考 |
|--------------|-----------|--|
| 13 ミリメートル | 500 円 | 口径 20 ミリメートル以下の臨時給水栓工事、改造工事及び増設工事の場合は、徴収しない。 |
| 20 ミリメートル | 900 円 | |
| 25 ミリメートル | 1,200 円 | |
| 40 ミリメートル | 2,600 円 | |
| 50 ミリメートル | 3,800 円 | |
| 75 ミリメートル | 8,100 円 | |
| 100 ミリメートル | 14,200 円 | |
| 150 ミリメートル以上 | 20,400 円 | |

(2) 工事検査手数料

| 給水管の口径 | 金額(1件につき) | 備考 |
|--------------|-----------|--|
| 13 ミリメートル | 2,400 円 | 口径 20 ミリメートル以下の臨時給水栓工事、改造工事及び増設工事の場合は、その手数料の 2 分の 1 の額とする。 |
| 20 ミリメートル | 2,700 円 | |
| 25 ミリメートル | 3,300 円 | |
| 40 ミリメートル | 5,100 円 | |
| 50 ミリメートル | 6,600 円 | |
| 75 ミリメートル | 11,600 円 | |
| 100 ミリメートル | 19,600 円 | |
| 150 ミリメートル以上 | 27,200 円 | |

(3) 指定給水装置工事事業者指定手数料 1 件につき 13,000 円

(4) 指定給水装置工事事業者証再発行手数料 1件につき 1,000 円

(5) [第 33 条第 2 項ただし書](#)の確認手数料 工事検査手数料の額に相当する額

(料金、手数料等の減免)

第 31 条 管理者は、公益上その他特別の事由があると認めるときは、[この条例](#)によって納付しなければならない料金、加入金、手数料、延滞金その他の費用を減額し、又は免除することができる。